

(京都府政記者クラブ、京都市政記者クラブ、京都経済記者クラブ、関西プレスクラブ、
京都大学記者クラブ同時配布)

平成31年4月8日

文化庁地域文化創生本部と大学コンソーシアム京都の 連携協定締結について

文化庁地域文化創生本部（以下、「創生本部」という。）と公益財団法人 大学コンソーシアム京都（以下、「大学コンソーシアム京都」という。）は、相互の人的、知的、物的資源の交流・協力・活用を図る連携協定を提携しましたのでお知らせいたします。

今後、本協定に基づき、創生本部と大学コンソーシアム京都加盟校とのネットワーク強化や、それぞれが実施する事業での相互協力など、具体的な連携を進めていきます。

【協定の概要】

〔目的〕

文化庁と大学との連携により、我が国の文化芸術振興、地域文化創造及び学びの充実を促進する政策を推進するため、相互の人的、知的、物的資源の交流・協力・活用を図る連携協定を締結することにより、文化庁の京都移転に向けた機運醸成、並びに大学のまち京都のさらなる発展を図る。

〔連携事項〕

- 創生本部と大学コンソーシアム京都は、上記の目的を達成するため、研究・情報交流、人材交流、人材育成、施設利用、その他両者が必要と認めた事項について連携し協力する。
- 大学コンソーシアム京都は、大学コンソーシアム京都加盟校と創生本部との連携促進に協力する。

〔締結日〕

平成31（2019）年3月23日（土）

※大学コンソーシアム京都

日本初の大学コンソーシアムとして平成6（1994）年3月に設立。単位互換事業やインターシップ事業など、大学間連携による先駆的な取組を展開しており、現在、京都府下すべての大学・短期大学を含む48大学・短期大学が加盟。

＜本件問合せ先＞

文化庁地域文化創生本部事務局

総括・政策研究グループ

グループリーダー 星野 有希枝

〒605-8505 京都市東山区東大路通松原上る
三丁目毘沙門町43-3

TEL:075-330-6723 FAX:075-561-3512

公益財団法人 大学コンソーシアム京都

副事務局長 須蒲 浩二

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路
下る東塩小路町939

TEL:075-353-9103 FAX:075-353-9101

文化庁地域文化創生本部と公益財団法人大学コンソーシアム京都との連携に関する協定書

文化庁と大学との連携により，我が国の文化芸術振興，地域文化創造及び学びの充実を促進する政策（以下「文化庁・大学連携政策等」という。）を推進するため，文化庁地域文化創生本部（以下，「創生本部」という。）と公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下，「大学コンソーシアム京都」という。）は，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

○目的

文化庁・大学連携政策等を推進するため，創生本部と大学コンソーシアム京都は，相互の人的，知的，物的資源の交流・協力・活用を図る連携協定を締結することにより，文化庁の京都移転に向けた機運醸成及び基盤整備，並びに大学のまち京都の更なる発展を図る。

○連携事項

- （１） 創生本部と大学コンソーシアム京都は，前条の目的を達成するため，研究・情報交流，人材交流，人材育成，施設利用，その他両者が必要と認めた事項について連携し協力する。
- （２） 大学コンソーシアム京都は，大学コンソーシアム京都加盟校と創生本部との連携促進に協力する。
- （３） 本協定に基づき具体的な事業を実施するにあたっては，創生本部と大学コンソーシアム京都は，その都度協議を行い，その内容に関する合意文書を交わすものとする。

○有効期間

本協定は，協定締結の日から発効し，有効期間は 2020 年度末までとする。ただし，期間満了日の 3 か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合，本協定は自動的に 1 年間延長されるものとし，以降も同様とする。

○その他

本協定に定める事項については疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは，両者が協議して定める。